

(証券コード 9835)
2020年5月1日

株 主 各 位

島根県益田市下本郷町206番地5

株式会社 ジュンテンドー

代表取締役社長 飯 塚 正

第59回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第59回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年5月21日（木曜日）午後6時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 2020年5月22日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 島根県益田市遠田町2179番地1
当社研修センター（ジャストホール）
（末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください） |
| 3. 目 的 事 項 | | |
| 報 告 事 項 | | 第59期（2019年3月1日から2020年2月29日まで）
事業報告および計算書類の内容報告の件 |
| 決 議 事 項 | | |
| 第1号議案 | | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | | 取締役1名選任の件 |
| 第4号議案 | | 監査役3名選任の件 |
| 第5号議案 | | 補欠監査役1名選任の件 |

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎事業報告、計算書類および株主総会参考書類の記載すべき事項を修正する必要がある場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.juntendo.co.jp/>) に掲載させていただきます。

【新型コロナウイルスに関するお知らせ】

- ◎本総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの国内外における感染状況や、ご自身の健康状態にご留意いただき、くれぐれもご無理をなされませぬようお願いいたします。また、ご来場の際は、マスクの着用等のご配慮をお願い申し上げます。
- ◎会場におきましては、係員のマスク着用など感染予防措置を講じてまいります。株主様におかれましては、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会における、新型コロナウイルス感染防止への対応については、当社ウェブサイト (<http://www.juntendo.co.jp/>) に掲載させていただきます。今後の状況変化によっては、内容を随時更新いたします。

第 59 期 事 業 報 告

(2019年 3 月 1 日から
2020年 2 月29日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当事業年度におきましては、米中貿易摩擦等の要因により世界経済が勢いを欠く中、わが国経済は輸出関連分野を中心に力強さを欠くものとなりました。また、新型コロナウイルスの流行により、インバウンド需要が激減し、内需におきましても打撃を受けることとなりました。個人消費におきましては、人手不足を背景として雇用・所得環境が改善傾向にあったことにより、堅調に推移しておりましたが、昨年10月の消費税増税や暖冬による冬季関連消費の落ち込みにより、伸び悩むこととなりました。今後におきましては、当面、新型コロナウイルスの流行がもたらす人々の往来や活動が制限されることによる生産や消費の減少及びそれに伴う企業活動の低迷や雇用の悪化等、わが国経済へ与える影響が懸念されております。

このような経営環境のもと、当社におきましては、「地方都市、中山間地、離島のなくてはならないインフラになろう」の経営方針のもと、「ホームセンターは、農業、園芸、資材、金物、工具、ワーキングの専門店である」の基軸にもとづいた商品施策に継続して取り組んでまいりました。昨年の夏場は、遅い梅雨明け等により夏物商品が伸び悩み、10月の消費税増税、さらには記録的な暖冬による冬物商品の販売不振等、厳しい販売環境が続き、前事業年度末に事業譲渡いたしましたドラッグストア事業の減収分を補うことはできず、通期の営業収益（売上高および営業収入）は前年度を下回りました。しかしながら、ホームセンター事業の売上高におきましては、園芸農業・資材工具部門を中心に堅調に推移し、ホームセンター創業50周年記念セール等の販売促進に取り組みました結果、前年度を上回りました。売上高の減少により、売上総利益は減少したものの、ドラッグストア事業分の経費減少に加え、経費の見直しに取り組みました結果、販売費及び一般管理費も前事業年度より減少し、前年度を上回る営業利益、経常利益、当期純利益を計上いたしました。

店舗につきましては、ホームセンターの全面改装 1 店を実施し、ホームセンター 2 店を閉店いたしました。これにより、当事業年度末の店舗数は 1 3 0 店（ホームセンター 1 2 6 店、ブックセンター 4 店）となり、前年度末比 2 店の減少となりました。また、売場面積は 246,581 平方メートルで、前年度末比 3,497 平方メートル（1.4％）の減少となりました。

以上の結果、当事業年度の営業収益（売上高および営業収入）は423億7千5百万円で、前年度比11億3千6百万円（2.6％）の減少となりました。うち売上高は407億1千5百万円で、前年度比12億9百万円（2.9％）の減少となり、営業収入は16億6千万円で、前年度比7千2百万円（4.6％）の増加となりました。

商品別売上高では、家庭雑貨・家庭電器が120億8百万円で前年度比4千8百万円の減少、園芸農業・資材工具が205億7千6百万円で前年度比1億8千7百万円の増加、趣味・嗜好が70億9千4百万円で前年度比1億3百万円の増加、その他の売上が4百万円で前年度比4百万円の減少、関連事業が10億3千1百万円で前年度比14億4千8百万円の減少（前年度はドラッグストア事業を含む）となりました。

損益面におきましては、営業利益は2億9千1百万円で、前年度比2億7千6百万円の増加（前年度営業利益1千5百万円）となりました。また、経常利益は2億5千万円（前年度経常損失3千2百万円）、当期純利益は8千6百万円（前年度当期純損失8百万円）となりました。

（注） 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 商品別売上高の状況

(単位 百万円)

区 分	第56期 2017年2月期	第57期 2018年2月期	第58期 2019年2月期	第59期(当事業年度) 2020年2月期
家庭雑貨・家庭電器	12,580 (28.5)%	12,417 (28.3)%	12,056 (27.7)%	12,008 (28.3)%
園芸農業・資材工具	19,572 (44.4)	19,850 (45.2)	20,388 (46.9)	20,576 (48.6)
趣 味 ・ 嗜 好	6,975 (15.8)	7,280 (16.6)	6,991 (16.1)	7,094 (16.8)
そ の 他	8 (0.0)	9 (0.0)	8 (0.0)	4 (0.0)
関 連 事 業	3,327 (7.6)	2,780 (6.3)	2,479 (5.7)	1,031 (2.4)
売 上 高 合 計	42,465 (96.3)	42,337 (96.4)	41,924 (96.4)	40,715 (96.1)
営 業 収 入	1,613 (3.7)	1,586 (3.6)	1,588 (3.6)	1,660 (3.9)
営 業 収 益 (売 上 高 および営業収入合計)	44,078 (100.0)	43,924 (100.0)	43,512 (100.0)	42,375 (100.0)

- (注) 1. 百万円未満は切り捨てて表示しております。
2. ()内数字は、構成比率であります。
3. 上記営業収益、売上高および営業収入には、消費税等は含まれておりません。
4. 商品別売上高の各構成内容は次のとおりであります。
- 家庭雑貨・家庭電器……………台所用品、家庭用品、日用消耗品、家電製品、
寝装・インテリア等
- 園芸農業・資材工具……………家庭園芸用品、農業用品、工具・建築金物、
塗料・作業用品等
- 趣味・嗜好……………ペット用品、オフィス・店舗用品等
- その他……………消耗品等
- 関連事業……………カー・レジャー用品、書籍・CD・DVD、ドラッグ等

なお、2017年3月1日に行われた「イエローハット」F C事業の譲渡により、第57期以降の関連事業には、カー・レジャー用品は含まれておりません。また、2019年2月28日に行われたドラッグストア事業の事業譲渡により、第59期の関連事業には、ドラッグは含まれておりません。

(3) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資額は5億5千6百万円で、その主なものは次のとおりであります。

- ① 当事業年度中に完成した主要設備
該当事項はありません。

- ② 当事業年度末継続中の主要設備の新設、拡充

名 称	区 分	所 在 地	売場面積 (㎡)	開店(予定)年月	内 容
大 竹 店	新設 (建替)	広 島 県 大 竹 市	994	2020年3月	ホームセンター店舗

- ③ 重要な固定資産の除却、売却、撤去、滅失
該当事項はありません。

(4) 資金調達の状況

当事業年度における設備資金は、自己資金および借入金で賄っております。

(5) 対処すべき課題

国内外における新型コロナウイルスの感染拡大により、日本経済の先行きが懸念される状況にあり、小売業におきましても、商品調達や消費の落ち込み等の影響は長期化することが懸念されます。

また、継続する人口減少により市場規模が縮小していく中で、業種業態を問わず企業間競争は熾烈を極めております。加えて、人手不足、人口減少社会により、事業にとって必要な人材の確保が難しくなってきております。

こうした状況のもと、当社は次の課題に取り組んでまいります。

「地方都市、中山間地、離島のなくてはならないインフラになろう」の志・経営理念のもとに、「ホームセンターは、農業・園芸、資材、金物、工具、ワーキングの専門店である」の基軸にもとづき、商品・販売施策強化と修理、貸出、技術提供等のサービス面の充実を図ってまいります。一方、ブックセンター事業を含め、地域インフラの充実整備に努めます。

店舗につきましては、第60期におきましてホームセンター1店の建替増床を実施してまいります。

事業活動におきましては、人件費単価の上昇に対して生産性を向上することやその他の経費の縮減に努めてまいります。

加えて、財務面におきましても、経営資源を最大限に有効活用し、企業体質及び財務体質の強化に努めてまいります。

(6) 財産および損益の状況

区 分	第56期 2017年2月期	第57期 2018年2月期	第58期 2019年2月期	第59期(当事業年度) 2020年2月期
営 業 収 益 (売上高および営業収入) (百万円)	44,078	43,924	43,512	42,375
経 常 利 益 (△経 常 損 失) (百万円)	477	349	△32	250
当 期 純 利 益 (△純 損 失) (百万円)	238	206	△8	86
1株当たり当期純利益 (△純 損 失) (円)	29.60	25.65	△1.04	10.77
純 資 産 (百万円)	10,615	10,744	10,630	10,602
総 資 産 (百万円)	34,182	34,357	35,736	35,667

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記営業収益には、消費税等は含まれておりません。
3. 1株当たり当期純利益（△純損失）は、期中平均発行済株式総数から自己株式数を控除して算出しております。

(7) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

下記の1社は子会社であります、重要性が乏しいものとして、連結の範囲から除外しております。

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
ジャストサービス株式会社	3,000千円	100%	保 険 代 理 業 等

(8) 主要な事業内容

当社は住関連用品を販売するホームセンターを中心として、その他に書籍販売を営む小売業であります。

店舗数は2020年2月末現在130店であり、その他に商品保管及び店舗への商品供給を目的として、5箇所の物流センターを運営しております。

その取扱主要品目は、台所用品、家庭用品、日用消耗品、家電製品、寝装・インテリア、家庭園芸用品、農業用品、工具・建築金物、塗料、作業用品、ペット用品、オフィス・店舗用品、消耗品、書籍、CD・DVD等であり、販売方法は、セルフサービス方式を主体とした直営店で店頭現金小売を基本としております。

(9) 主要な営業拠点

- ① 本社（管理本部） 島根県益田市
 ② 営業本部 広島県安芸郡府中町
 ③ 店舗

府（店） 県（舗） 名（数）	営 業 店 名
島 根 県 (21店)	川津店、浜田店、大社店、下本郷店、西郷店、知井宮店、江津店、益田店、出雲南店、大田店、横田店、川本店、六日市店、大東店、平田店、飯南店、大庭店、安来店、ブックセンター大田店、ブックセンター浜田店、ブックセンター高津店
山 口 県 (24店)	東萩店、緑町店、岩国店、平生店、大島店、新南陽店、厚狭店、彦島店、常盤店、徳佐店、菊川店、柳井店、滝部店、通津店、湯田店、川棚店、光店、厚南店、須々万店、南岩国店、周南店、岩国インター店、深溝店、棕野店
広 島 県 (31店)	熊野店、五日市店、安芸津店、吉田店、黒瀬店、庚午店、沼隈店、千代田店、大崎店、芸北店、仁保店、佐伯店、可部南店、安芸府中店、甲山店、竹原店、大野店、沼田店、庄原店、東城店、高屋店、廿日市店、F C水呑店、吉舎店、音戸店、中庄店、戸河内店、八本松店、大柿店、豊栄店、ブックセンター庄原店
岡 山 県 (13店)	原尾島店、津高店、妹尾店、高梁店、矢掛店、津山店、吉井店、吉備津店、落合店、新見店、御津店、岡山神崎店、茶屋町店
鳥 取 県 (12店)	用瀬店、郡家店、駅南店、淀江店、安倍店、浜村店、西倉吉店、久米店、岩美店、境港店、伯耆店、北栄店
兵 庫 県 (15店)	神崎店、和田山店、豊岡店、書写店、八鹿店、兵庫春日店、日高店、出石店、稲美店、網干店、山南店、加西店、西脇店、社店、柏原店
京 都 府 (5店)	網野店、綾部店、マイン峰山店、福知山店、西舞鶴モール店
和 歌 山 県 (5店)	古屋店、貴志川店、下津店、高野口店、和佐店
奈 良 県 (3店)	五條店、香芝店、西ノ京店
三 重 県 (1店)	名張店

④ 物流センター

県 名	事業所数	所 在 地
広島県	1 箇所	東広島市
	1 箇所	安芸高田市
	1 箇所	山県郡北広島町
兵庫県	2 箇所	三木市、篠山市

(10) 従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減(△)	平均年齢	平均勤続年数
592名	△13名	41.9歳	18.7年

(注) 上記従業員数は、正社員（正社員に準ずる者を含む）の期末在籍者数から、出向派遣者を除き、出向受入者を加えた就業人員を記載しております。また、契約社員110名、パートタイマー688名（期中平均、1日平均8時間換算）は含んでおりません。なお、期末日現在で、出向者の受入はありません。

(11) 主要な借入先および借入額

借 入 先	借 入 金 残 高
	百万円
株 式 会 社 山 陰 合 同 銀 行	6,266
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	1,513
株 式 会 社 山 口 銀 行	1,327
株 式 会 社 伊 予 銀 行	870
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	864
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	804
株 式 会 社 も み じ 銀 行	528
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	320
株 式 会 社 広 島 銀 行	241
株 式 会 社 中 国 銀 行	105

(注) 借入金残高の百万円未満は切り捨てて表示しております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 28,800,000株
- (2) 発行済株式の総数 8,065,161株（自己株式 266,003株を除く。）
- (3) 株主数 7,956名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持株比率
	株	%
飯 塚 正	2,221,900	27.55
有 限 会 社 サ ン デ ー ズ	1,071,600	13.29
株 式 会 社 山 陰 合 同 銀 行	365,266	4.53
ジ ュ ン テ ン ド ー 社 員 持 株 会	343,651	4.26
ア イ リ ス オ ー ヤ マ 株 式 会 社	223,172	2.77
株 式 会 社 山 口 銀 行	184,000	2.28
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	149,600	1.85
杣 山 令 子	141,600	1.76
大 田 圭 子	141,200	1.75
J - N E T 株 式 会 社	118,300	1.47

- (注) 1. 当社は自己株式を266,003株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏 名	地 位 お よ び 担 当	重要な兼職の状況
飯 塚 正	代表取締役社長（営業本部長兼開発本部長）	ジャストサービス株式会社 取締役 ジャストサービス株式会社 代表取締役社長
吉 野 順 祥	専 務 取 締 役（管理本部長）	
森 川 修	取 締 役（商品事業部長）	
小 林 仁	取 締 役（店舗開発部長）	
永 井 智 寛	取 締 役（情報システム部長）	
田 中 浩 司	取 締 役（人事部長）	
小 田 恭 司	取 締 役（総務部長兼経営企画室長兼ブック センター営業部長）	
松 浦 誠	取 締 役（経理部長）	
村 上 正 行	取 締 役	
鮫 島 実	常 勤 監 査 役	ジャストサービス株式会社 監査役
羽 柴 克 郎	監 査 役	
田 原 豊	監 査 役	
牛 尾 義 昭	監 査 役	

- (注) 1. 取締役村上正行氏は、社外取締役であります。
2. 監査役羽柴克郎氏、田原 豊氏及び牛尾義昭氏は、社外監査役であります。
3. 監査役田原 豊氏及び牛尾義昭氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役村上正行氏並びに監査役羽柴克郎氏、田原 豊氏及び牛尾義昭氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
5. 当事業年度末日後の取締役の担当の異動は以下の通りであります。

氏 名	新	旧	異動年月日
飯 塚 正	代表取締役社長	代表取締役社長 兼営業 本部長兼開発本部長	2020年 3 月 1 日付
森 川 修	取締役 営業本部長	取締役 商品事業部長	2020年 3 月 1 日付
小 田 恭 司	取締役 経営企画室長兼ブック センター営業部長	取締役 総務部長兼経営 企画室長兼ブックセンタ ー営業部長	2020年 3 月 1 日付
田 中 浩 司	取締役 総務人事部長	取締役 人事部長	2020年 3 月 1 日付

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	人 数	報酬等の額	備 考
取 締 役	9名	71,214千円	うち社外取締役1名 3,600千円
監 査 役	4名	15,795千円	うち社外監査役3名 5,400千円
計	13名	87,009千円	——

- (注) 1. 株主総会の決議による報酬限度額は次のとおりであります。
- 取締役 年額 150,000千円 (1991年11月25日定時株主総会決議)
- 監査役 年額 20,000千円 (1990年11月26日定時株主総会決議)
2. 上記のほか、使用人兼務取締役6名の使用人分給与等及び賞与52,080千円を支給しております。
3. 事業年度末日現在の取締役の人数は9名(社内取締役8名、社外取締役1名)、監査役の人数は4名(社内監査役1名、社外監査役3名)で取締役のうち使用人兼務取締役の人数は6名であります。
4. 当社は2004年5月25日開催の第43回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役および監査役に対しては、就任時から2004年2月29日までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める金額を限度としております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係該当事項はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係該当事項はありません。

- ③ 当事業年度における主な活動状況等
- ・取締役会および監査役会への出席状況

区 分	氏 名	取締役会(12回開催)		監査役会(12回開催)	
		出席回数(回)	出席率(%)	出席回数(回)	出席率(%)
取締役	村 上 正 行	12	100.0	—	—
監査役	羽 柴 克 郎	12	100.0	12	100.0
監査役	田 原 豊	12	100.0	12	100.0
監査役	牛 尾 義 昭	12	100.0	12	100.0

- ・取締役会及び監査役会における発言状況

取締役は出席した取締役会並びに各監査役は出席した取締役会、監査役会の審議等に関し、必要に応じて適宜質問及び発言を行っております。

- ④ 社外役員の報酬等の総額

	人数	報酬等の額	子会社からの役員報酬等
社外役員の報酬等の総額	4名	9,000千円	—

5. 会計監査人に関する事項

(1) 当社の会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	金 額
公 認 会 計 士 法 第 2 条 第 1 項 の 業 務 に 係 る 報 酬 等 の 額	22,500千円

(注) 監査役会は、監査計画と実績の対比及び監査実績の分析・評価の結果を踏まえ、また、職務の執行状況等を確認し、日本監査役協会の「会計監査人との連携に関する実務指針」等を参考に検討した結果、会計監査人の報酬等につき同意を行っています。

(3) 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 22,500千円

(注) 1. 上記(2)項及び(3)項の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、上記(2)項および(3)項の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当したと認められる場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任した旨及びその理由を報告いたします。また、監査役会は、会計監査人としての適格性、独立性や信頼性などにおいて問題があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

なお、取締役会が、会計監査人としての適格性、独立性や信頼性などにおいて問題があると判断した場合、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制及び方針

当社は、「関わる人々の幸せに貢献できる会社を創造しよう」を経営理念としております。お客様に新鮮でより快適な住まいと、暮らしを営んでいただくための生活提案を行い、より良い品をより安く提供するを基本理念として、「お客様に感謝の気持ちと、お客様の立場に立った」いっそうのサービスをすることを行動理念とし生活を応援しております。

当社はこうした経営理念の実現を通して、「地方都市、中山間地、離島のなくてはならないインフラになろう」の志のもと、地域社会に貢献し、また、昨今における急激な経営環境の変化に迅速・的確に適応し、長期的な繁栄と成長を目指しております。

このため、当社は、経営の透明性・健全性を高めるため自己牽制力のある組織に改善するとともに、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制の確立を実現してまいりました。

(1) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は、社是「関わる人々の幸せに貢献できる会社を創造しよう」を経営理念とし、「私たちの誓い」を行動規範として社内に徹底します。

コンプライアンス経営を推進するため全体を統括する組織として、コンプライアンス委員会（事務局）を設置するとともに、コンプライアンス規程及びコンプライアンスマニュアルを制定しています。

監査室は、会社の業務執行状況を監視し定期的に取り締役会へ報告します。

「社内通報規程」に基づく社内通報制度を制定し、重要な企業倫理違反の早期発見と防止を図ります。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、その他の定例会議の議事録は、文書管理規程に基づき保存、管理を行います。

取締役会議事録、その他の定例会議の議事録は、必要に応じて閲覧ができるよう整備します。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、損失の危機に関しては、「リスク管理規程」の定めることに基づき管理本部長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、当社及び子会社全体のリスクを網羅的に把握・管理する体制の構築を行い、これを運用します。

また、リスク管理委員会は、内部統制委員会、情報管理委員会とリスク管理に関し緊密に連携し、内部統制委員会のもとで適切なリスク対策を行います。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、適宜臨時に開催しています。

また、取締役会で決議された条件の中で、経営会議において決議・協議を行う条件が付与された案件は、経営会議を開催して決議・協議を行います。

取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程において、効率的に執行ができるように定めています。

⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社企業グループは、「子会社管理規程」を定めコンプライアンスマニュアル及び社内通報制度をグループ共通とし、コンプライアンス委員会がグループ全体を統括するコンプライアンス経営を行います。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助するため使用人を置くことを監査役が求めたときは、社内に必要な体制をとります。

また、使用人の取締役からの独立性を確保するため、同使用人は監査役の指示に従い職務を行うものとし、その任命、評価等は監査役会と協議して行います。

⑦ 取締役及び使用人並びに子会社の取締役等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人並びに子会社の取締役等は、監査役会と取締役とが、あらかじめ協議し定めた事項について監査役会に報告する体制をとっています。

- ⑧ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
前号の報告をした者がそのことを理由として不利な取扱いを受けることを禁止し、その旨を社内に周知徹底します。
- ⑨ 監査役の職務執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続き等に関する事項
当社は、監査役の職務執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の手続き等について、速やかに当該費用または債務を処理します。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、取締役会をはじめとする重要会議への出席、取締役からの業務執行状況の聴取、重要な決裁書類等の閲覧等を通じ、取締役会の意思決定の過程、及び取締役の業務執行について監査の実効性の確保を図っています。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況
当社は市民社会の秩序や安全性に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、不当な要求は断固拒否し、これらとの係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わないことを基本方針とします。
- ⑫ 業務の適正を確保するための体制の運用状況について
上記に記載しています当社グループの業務の適正を確保するための体制の運用状況は、定期的に内部統制委員会（前期11回開催）を開催し、運用上見いだされた問題点等の是正・改善状況を協議・検証し、リスク管理委員会、情報管理委員会と連携し、講じた是正・改善状況及び再発防止策等並びに業務プロセスの整備と運用状況の評価を実施した結果を、半期ごとに取締役会へ報告することで適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。また、コンプライアンスについては社員階層別研修において講義を実施し、コンプライアンス意識の浸透を図っております。

(2) 会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

貸借対照表

(2020年2月29日現在)

(単位 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	14,848,438	流動負債	13,870,732
現金及び預金	1,756,212	支払手形	663,091
売掛金	232,031	電子記録債権	3,265,242
商貯蔵品	12,271,936	短期借入金	2,361,282
前払費用	28,122	1年内返済予定の長期借入金	2,300,000
その他の固定資産	257,114	リース負債	3,243,500
有形固定資産	303,020	未払費用	102,767
建物	20,818,730	未払法人税等	841,871
構築物	16,178,040	前払引当金	366,330
機械装置	8,315,606	賞与引当金	152,325
車両運搬具	789,480	ポイイント関係の	85,789
器具備品	93,697	固定負債	47,982
土地	3,379	長期借入金	128,253
建物	513,385	リース負債	271,998
施設	5,989,029	退職給付引当金	36,850
仮勘定	356,568	その他の負債	3,446
無形固定資産	116,894	負債合計	11,194,181
借入地	546,474	株主資本	7,297,854
ソフトウェア	221,259	資本剰余金	327,612
電話加入権	270,964	資本準備金	263,564
リース資産	7,908	利益剰余金	2,401,934
その他の投資	35,306	その他有価証券評価差額金	396,851
投資その他の資産	11,035	純資産(部)	25,064,913
投資有価証券	4,094,216	株主資本	10,602,821
関係会社株	138,472	資本剰余金	4,224,255
出資金	3,000	資本準備金	3,999,241
長期貸付金	312	利益剰余金	3,999,241
長期前払費用	7,516	利益剰余金	2,495,361
繰延税金資産	908,718	利益剰余金	715,126
繰延税金	3,107	利益剰余金	1,780,234
繰延税金	432,543	利益剰余金	1,319,189
繰延税金	678,193	利益剰余金	461,044
繰延税金	1,670,223	利益剰余金	△116,036
繰延税金	252,128	利益剰余金	△566
資産合計	35,667,168	純資産合計	10,602,255
		負債純資産合計	35,667,168

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

損 益 計 算 書

(2019年 3 月 1 日から
2020年 2 月29日まで)

(単位 千円)

科 目	金	額
売上高		40,715,085
売上総利益		28,903,611
営業活動による利益		11,811,473
営業外費用	534,073 1,126,401	1,660,475
営業外費用		13,471,948
営業外費用		13,180,456
営業外費用		291,491
営業外費用	14,670 6,077 7,358 3,180 43,990	75,277
営業外費用	104,890 11,156 4	116,051
営業外費用		250,718
営業外費用	11,223 121 11,525 299	23,169
営業外費用	305 25,508 6,047 56,979	88,839
営業外費用		185,047
営業外費用	90,762 7,403	98,166
営業外費用		86,881

株主資本等変動計算書

(2019年 3 月 1 日から
2020年 2 月29日まで)

(単位 千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金			
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計
				別途積立金	繰越利益剰余金	
2019年3月1日 期首残高	4,224,255	3,999,241	715,126	1,319,189	454,816	2,489,132
事業年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	－	△80,653	△80,653
当 期 純 利 益	－	－	－	－	86,881	86,881
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－	－	－	－
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	－	－	－	－	－	－
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	6,228	6,228
2020年2月29日 期末残高	4,224,255	3,999,241	715,126	1,319,189	461,044	2,495,361

	株 主 資 本		評価・換算 差 額 等	純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評 価 差 額 金	
2019年3月1日 期首残高	△115,952	10,596,676	33,403	10,630,080
事業年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当	－	△80,653	－	△80,653
当 期 純 利 益	－	86,881	－	86,881
自 己 株 式 の 取 得	△83	△83	－	△83
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	－	－	△33,970	△33,970
事業年度中の変動額合計	△83	6,144	△33,970	△27,825
2020年2月29日 期末残高	△116,036	10,602,821	△566	10,602,255

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

個 別 注 記 表

(継続企業の前提に関する注記)
該当事項はありません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式……………移動平均法による原価法によっております。
- ② その他有価証券
時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。
時価のないもの……………移動平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 商品……………売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）によっております。ただし、配送センター在庫は、移動平均法による原価法によっております。
- ② 貯蔵品……………最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）……………定率法によっております。
ただし、1998年4月以降取得の建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法によっております。
ただし、自社利用のソフトウェアの減価償却方法は、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ③ リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。
なお、リース取引開始日が2009年2月28日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。
- ④ 長期前払費用……………均等償却をしております。

3. 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

- ③ 店舗閉鎖損失引当金……………店舗閉店に伴い発生する損失に備えるため、合理的に見込まれる閉店関連損失見込額を計上しております。
- ④ ポイント引当金……………ポイントカードにより顧客に付与されたポイントの利用に備えるため、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。
- ⑤ 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（退職一時金制度については5年、確定給付企業年金制度については1年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法……………消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日
2023年2月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響
「収益認識に関する会計基準」等の適用による計算書類に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）
を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産及び担保付債務

担保提供資産

(帳簿価額)

土地

3,969,762千円

建物

959,565千円

計

4,929,327千円

担保されている債務

短期借入金及び長期借入金（1年内返済予定含む）

4,534,000千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

19,946,422千円

3. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権

171千円

4. 期末日満期手形及び電子記録債務

期末日満期手形及び電子記録債務の会計処理については、手形交換日又は決済日をもって決済処理をしております。なお、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形及び電子記録債務が期末残高に含まれております。

支払手形

140,866千円

電子記録債務

230,655千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引

営業取引高

営業収入

240千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式

8,331,164株

2. 当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式

266,003株

3. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基準日	効 生 力 発 生 日
2019年5月24日 定時株主総会	普通株式	80,653千円	10円00銭	2019年 2月28日	2019年 5月27日

4. 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決 議	株 式 の 種 類	配当の原 資	配 当 金 の 総 額	1 株当たり配 当 額	基 準 日	効 力 発 生 日
2020年5月22日 定時株主総会	普通株式	利 益 剰余金	80,651千円	10円00銭	2020年 2月29日	2020年 5月25日

5. 当事業年度の末日において会社が発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数 該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

建設協力金並びに敷金は主として新規出店時に賃貸物件を利用する際の貸主に対して差し入れる建設協力金並びに敷金であり、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに取引先ごとの信用状況を把握する体制をとっております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務、未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日のものであります。

短期借入金 は 運 転 資 金 に 係 る 資 金 調 達 で あ り 、 長 期 借 入 金 は 主 と し て 設 備 投 資 に 係 る 資 金 調 達 で あ り ま す 。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年2月29日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. を参照下さい。）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,756,212	1,756,212	—
(2) 投資有価証券			
その他有価証券	109,296	109,296	—
(3) 建設協力金（※1）	783,089	843,201	60,111
(4) 敷金	1,670,223	1,665,607	△4,615
資産計	4,318,822	4,374,318	55,495
(1) 支払手形及び買掛金	3,024,373	3,024,373	—
(2) 電子記録債務	3,265,242	3,265,242	—
(3) 短期借入金	2,300,000	2,300,000	—
(4) 未払金	841,871	841,871	—
(5) 長期借入金（※2）	10,541,354	10,530,642	△10,711
負債計	19,972,842	19,962,130	△10,711

（※1）貸借対照表では流動資産のその他に含まれている、1年以内に償還される建設協力金（貸借対照表計上額104,895千円）も含めて表示しております。

（※2）貸借対照表では流動負債にある、1年内返済予定の長期借入金（貸借対照表計上額3,243,500千円）も含めて表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券

時価について、株式は取引所の価格によっております。

(3) 建設協力金並びに (4) 敷金

これらの時価については、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務、(3) 短期借入金並びに (4) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

時価については元利金の合計額を当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額 (千円)
関係会社株式	3,000
非上場株式	29,175
合計	32,175

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産 (2) 投資有価証券」には含めておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

該当事項はありません。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	20,435千円
賞与引当金	39,066千円
退職給付引当金	731,629千円
ポイント引当金	82,850千円
減価償却費	62,988千円
減損損失累計額	680,198千円
繰越欠損金	45,756千円
資産除去債務	154,238千円
その他	43,105千円
繰延税金資産小計	1,860,268千円
評価性引当額	△1,361,582千円
繰延税金資産合計	498,686千円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	△65,196千円
前払年金費用	△946千円
繰延税金負債合計	△66,143千円
差引：繰延税金資産の純額	432,543千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の重要な差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.46%
(調整)	
住民税均等割	31.58%
評価性引当額	△10.57%
永久差異	1.48%
その他	0.10%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	53.05%

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、灯油給油販売施設について、リース契約により使用しております。

当事業年度の末日におけるリース物件の取得原価相当額	207,063千円
当事業年度の末日におけるリース物件の減価償却累計額相当額	157,374千円
当事業年度の末日におけるリース物件の未経過リース料相当額	49,689千円

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	1,314円57銭
2. 1株当たり当期純利益	10円77銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 退職給付関係に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社が採用している退職給付制度は、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度であります。
また、従業員の退職等に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

(2) 確定給付制度

① 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	2,822,711千円
勤務費用	166,053千円
利息費用	15,807千円
数理計算上の差異の発生額	△61,075千円
退職給付の支払額	△142,227千円
退職給付債務の期末残高	2,801,270千円

② 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	362,582千円
期待運用収益	973千円
数理計算上の差異の発生額	△13,999千円
事業主からの拠出額	37,706千円
退職給付の支払額	△4,706千円
年金資産の期末残高	382,556千円

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	383,238千円
年金資産	△382,556千円
	682千円
非積立型制度の退職給付債務	2,418,031千円
未積立退職給付債務	2,418,713千円
未認識数理計算上の差異	△26,058千円
未認識過去勤務費用	6,172千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,398,827千円
退職給付引当金	2,401,934千円
前払年金費用	△3,107千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,398,827千円

④ 退職給付費用及びその内訳項目の金額	
勤務費用	166,053千円
利息費用	15,807千円
期待運用収益	△973千円
数理計算上の差異の費用処理額	△944千円
過去勤務費用の費用処理額	△8,229千円
確定給付制度に係る退職給付費用	171,712千円
⑤ 年金資産に関する事項	
現金及び預金	－%
生保一般勘定	100.0%
合計	100.0%
⑥ 数理計算上の計算基礎に関する事項	
当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎	
割引率	0.6%
長期期待運用収益率	1.3%
予想昇給率	3.0%

2. 減損会計に関する注記

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場 所	H C大田店（島根県大田市）外合計 8店舗等
用 途	店舗等
種 類	土地、建物等

当社は、原則として店舗（テナントを含む）を基本単位としてグルーピングを行っております。また、同一敷地内の複合施設につきましては1つの資産グループとしてグルーピングをしております。

主に収益性が低下した上記の資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失56,979千円（土地620千円、建物46,186千円、構築物2,497千円、長期前払費用6,667千円、その他1,006千円）として特別損失に計上いたしました。

資産グループの回収可能価額は、使用価値又は正味売却価額によっております。使用価値につきましては、将来キャッシュ・フローを1.8%で割り引いて算定しており、正味売却価額につきましては、主として重要な資産は不動産鑑定士による不動産鑑定評価により、それ以外の資産は不動産鑑定評価に準ずる方法等により算定しております。

3. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

店舗等の不動産賃貸契約及び定期借地権契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を建物等の耐用年数（主に34年）と見積り、割引率は当該使用見込期間に見合う国債の流通利回り（主に2.118%）を使用して資産除去債務の金額を算定しております。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	499,478千円
時の経過による調整額	8,286千円
その他の増減（△は減少）	<u>△1,400千円</u>
期末残高	<u>506,364千円</u>

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年4月8日

株式会社 ジュンテンドー
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 尾 崎 更 三 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 高 山 裕 三 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジュンテンドーの2019年3月1日から2020年2月29日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年3月1日から2020年2月29日までの第59期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、コンプライアンス委員会、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、「会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を会計監査人から受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「有限責任 あずさ監査法人」の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

2020年4月10日

株式会社ジュンテンドー 監査役会

常勤監査役 鮫 島 実 ㊞

社外監査役 羽 柴 克 郎 ㊞

社外監査役 田 原 豊 ㊞

社外監査役 牛 尾 義 昭 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当期の期末配当につきましては、業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金10円
配当総額は80,651,610円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年5月25日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設するとともに、その選任決議の有効期間を定めるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(監査役の選任)	(監査役の選任)
第29条 (条文省略)	第29条 (現行どおり)
2 (条文省略)	2 (現行どおり)
(新 設)	<u>3 当社は、会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u>
(新 設)	<u>4 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u>

第3号議案 取締役1名選任の件

経営体制の強化を図るため取締役1名を増員することとし、選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本総会において選任された取締役の任期は、当社定款の規定により他の在任取締役の任期満了の時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の 株 式 の 数
しげ しろ さだ ゆき 重 白 定 之 (1966年1月3日生)	1984年12月 当社入社 2006年 3 月 商品Ⅱ部長 2020年 3 月 商品事業部長（現任）	—
≪取締役候補者とした理由≫ 商品Ⅱ部長、商品事業部長を務め、当社の業務に精通し、当社の経営管理を的確、公正に遂行できる知識・経験を有しており、当社の経営に貢献できる人物であると判断し、新たに取締役候補者となりました。		

（注） 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（4名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役を1名減員し、監査役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 の 数
* 1	は ま ひ ろ か ず お 濱 廣 一 雄 (1961年7月26日生)	1984年 4 月 当社入社 2007年 4 月 店舗指導部長 2011年 4 月 販売事業部長 2012年 3 月 監査室長 2014年 9 月 店舗統括部長 2017年 3 月 販売事業部長 兼店舗統括部長 2020年 3 月 監査役会付部長（現任）	—
	≪監査役候補者とした理由≫ 監査室長、販売事業部長、店舗統括部長、店舗指導部長を務め、営業部門・管理部門での豊富な経験や知識から、取締役の職務執行の監査を的確に遂行し、経営の向上に貢献できる人物と判断し、新たに監査役候補者となりました。		
2	は し ば か つ ろ う 羽 柴 克 郎 (1952年12月20日生)	1986年11月 司法書士資格取得 1987年 2 月 司法書士事務所開業（現在） 2004年 5 月 当社監査役（現任）	4，6 0 0 株
	≪社外監査役候補者とした理由≫ 司法書士の資格を有し、法律の専門家として業務執行の適法性を監査するうえで適任であると考えており、中立的・客観的な立場から当社の経営を監視していただけると判断し、引き続き社外監査役候補者となりました。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 の 数
3	うし お よし おき 牛 尾 義 昭 (1947年10月7日生)	2007年 7 月 福山税務署長退官 2007年 9 月 税理士事務所開業（現在） 2007年11月 当社顧問税理士 2016年 5 月 当社監査役（現任）	1， 1 0 0 株
	≪社外監査役候補者とした理由≫ 税理士の資格を有し、当社顧問税理士の実務経験を活かし、財務および会計の専門家として業務執行の適法性を監査するうえで適任であると考えており、中立的・客観的な立場から当社の経営を監視していただけると判断し、引き続き社外監査役候補者となりました。		

- (注) 1. *印は新任の監査役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 羽柴克郎氏および牛尾義昭氏は、社外監査役候補者であります。
4. 社外監査役候補者の両氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。
5. 羽柴克郎氏および牛尾義昭氏は、現在社外監査役であります。それぞれの監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって羽柴克郎氏は16年、牛尾義昭氏は4年となります。
6. 当社は、各監査役との間で当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しております。羽柴克郎氏および牛尾義昭氏の再任が承認された場合には、上記契約を継続する予定であります。
- また、濱廣一雄氏の選任が承認された場合には、上記と同様の契約を締結する予定であります。
7. 当社は、羽柴克郎氏および牛尾義昭氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合には、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、「第4号議案 監査役3名選任の件」が原案どおり承認可決された場合に、社外監査役に就任いたします羽柴克郎氏および牛尾義昭氏の補欠として、予め補欠の社外監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、土肥暁宏氏の補欠の社外監査役としての選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により、これを取り消すことができるものといたします。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の社外監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の 株 式 の 数
土 肥 暁 宏 (1954年6月20日生)	2015年7月 広島県北税務署長退官 2015年8月 税理士事務所開業（現在） 2016年4月 当社顧問税理士（現任）	—
≪補欠の社外監査役候補者とした理由≫ 税理士の資格を有し、当社顧問税理士の実務経験を活かし、財務および会計の専門家として業務執行の適法性を監査するうえで適任であると判断し、補欠の社外監査役候補者としました。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 土肥暁宏氏は補欠の社外監査役候補者であります。
3. 土肥暁宏氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. 土肥暁宏氏が監査役に就任された場合には当社との税理士顧問契約は解消する予定であります。
5. 当社は土肥暁宏氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結する予定であります。
6. 土肥暁宏氏が監査役に就任した場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

以 上

メ モ

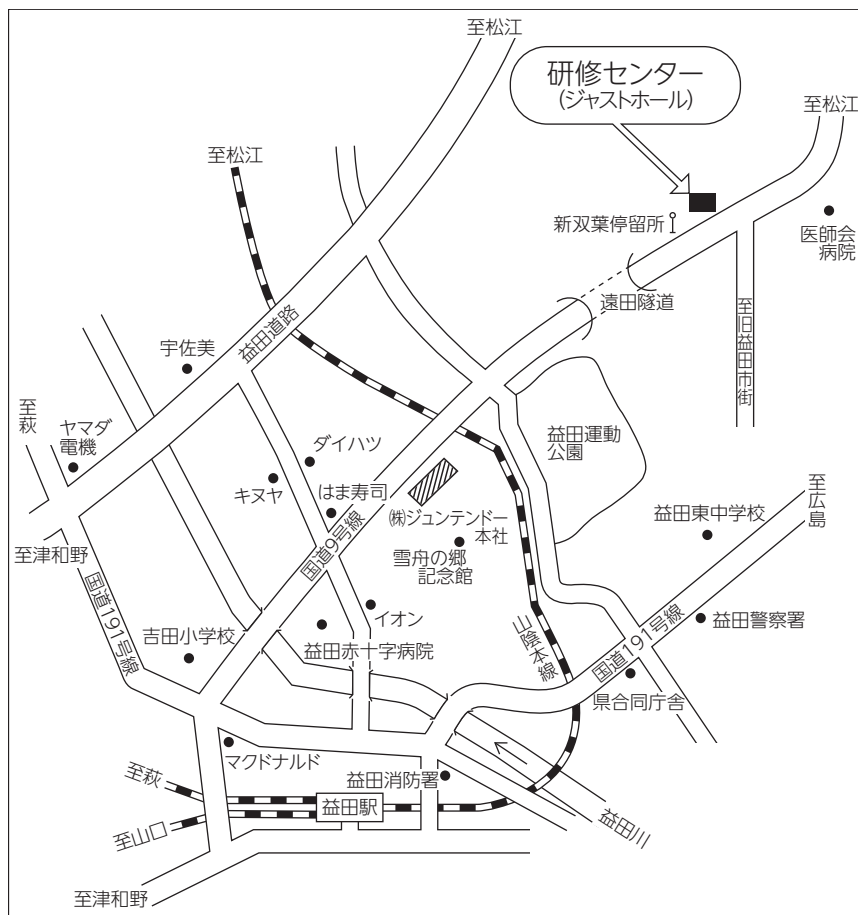
Handwriting practice lines consisting of 15 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内略図

島根県益田市遠田町2179番地1
当社研修センター（ジャストホール）
電 話 0856-23-5252



(交通) JR益田駅から石見交通バスで土田、浜田行の新双葉停留所下車徒歩1分